

環境管理物質リストrev.1

備考 表1に定める環境管理物質のリストは、電気電子業界の標準であるIEC 62474に準じたリストを表す。  
 管理レベルは「禁止:使用禁止物質」、「全廃:全廃目標物質」、「管理:管理物質」を表す。  
 例示物質は、IEC 62474 Reference Substancesを参照。WEBページ<http://std.iec.ch/iec62474/iec62474.nsf/welcome?openpage>

表1-1 使用禁止物質・全廃目標物質

含有が確認された場合は、閾値に関わらずご報告をお願いいたします。

物質群または物質名	管理レベル	法規制の適用範囲	閾値	使用例	適用日	主な法規制
カドミウム/カドミウム化合物	禁止	すべての用途 (Directive 2011/65/EU ANNEX III 適用除外用途、電池、包装材を除く)	均質材料中の含有率が $0.01\text{wt}\%$ (100ppm)以下	顔料、耐食表面処理、電気および電子材料、光学ガラス、安定剤、めっき、樹脂用顔料、蛍光灯、電極、はんだ、電気接点、接点、亜鉛めっき、PVC用安定剤	即日	EU RoHS指令
カドミウム/カドミウム化合物	禁止	電池 <sup>(4)</sup>	電池中の含有率が $0.001\text{wt}\%$ (10ppm)以下	電池	即日	EU 電池指令
カドミウム/カドミウム化合物	禁止	包装材	包装材中のカドミウム、六価クロム、鉛、水銀の合計含有率が $0.01\text{wt}\%$ (100ppm)以下	包装材	即日	EU 包装材指令
六価クロム化合物	禁止	すべての用途 (Directive 2011/65/EU ANNEX III 適用除外用途、電池、包装材を除く)	均質材料中の含有率が $0.1\text{wt}\%$ (1000ppm)以下	顔料、塗料、インク、触媒、めっき、耐食表面処理、染料	即日	EU RoHS指令
六価クロム化合物	禁止	包装材	包装材中のカドミウム、六価クロム、鉛、水銀の合計含有率が $0.01\text{wt}\%$ (100ppm)以下	REACH規則(EC)No1907/2006の33条および7.2条	即日	EU 包装材指令
鉛/鉛化合物	禁止	すべての用途 (Directive 2011/65/EU ANNEX III 適用除外用途、電池、包装材を除く)	均質材料中の含有率が $0.1\text{wt}\%$ (1000ppm)以下	ゴム硬化剤、顔料、塗料、潤滑剤、プラスチック安定剤、快削合金、快削鋼、光学材料、CRTガラスのX線遮蔽、電気はんだ材料、メカはんだ材料、硬化剤、加硫剤、強誘電体材料、めっき、合金、樹脂添加剤	即日	EU RoHS指令
鉛/鉛化合物	禁止	電池 <sup>(4)</sup>	電池中の含有率が $0.004\text{wt}\%$ (40ppm)以下	電池	即日	EU 電池指令
鉛/鉛化合物	禁止	包装材	包装材中のカドミウム、六価クロム、鉛、水銀の合計含有率が $0.01\text{wt}\%$ (100ppm)以下	包装材	即日	EU 包装材指令
鉛/鉛化合物	禁止	熱硬化性樹脂または熱可塑性樹脂で被覆された電線・ケーブルまたはコード	表層被覆中の含有率が $0.03\text{wt}\%$ (300ppm)以下	顔料、塗料、プラスチック安定剤、着色料	即日	米国 プロポジション65
水銀/水銀化合物	禁止	すべての用途 (Directive 2011/65/EU ANNEX III 適用除外用途、電池、包装材を除く)	意図的添加禁止、または均質材料中の含有率が $0.1\text{wt}\%$ (1,000ppm)以下	蛍光灯、電気接点材料、顔料、耐食剤、スイッチ類、高効率発光体、抗菌処理	即日	EU RoHS指令
水銀/水銀化合物	禁止	電池 <sup>(4)</sup>	意図的添加禁止、または電池中の含有率が $0.0001\text{wt}\%$ (1ppm)以下	電池、蛍光灯など	即日	EU 電池指令
水銀/水銀化合物	禁止	包装材	包装材中のカドミウム、六価クロム、鉛、水銀の合計含有率が $0.01\text{wt}\%$ (100ppm)以下	包装材	即日	EU 包装材指令
ポリ臭化ビフェニル類(PBB類)	禁止	すべての用途	均質材料中の含有率が $0.1\text{wt}\%$ (1,000ppm)以下	難燃剤	即日	EU RoHS指令
ポリ臭化ジフェニルエーテル類(PBDE類)	禁止	すべての用途	意図的添加禁止、または均質材料中の含有率が $0.1\text{wt}\%$ (1,000ppm)以下	難燃剤	即日	EU RoHS指令
フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)(DEHP)	禁止	すべての用途	材料中の含有率が $0.1\text{wt}\%$ (1,000ppm)以下	可塑剤、染料、顔料、塗料、インク、接着剤、潤滑剤	即日	EU RoHS指令
フタル酸ジブチル(DBP)	禁止	すべての用途	材料中の含有率が $0.1\text{wt}\%$ (1,000ppm)以下	可塑剤、染料、顔料、塗料、インク、接着剤、潤滑剤	即日	EU RoHS指令
フタル酸ブチルベンジル(BBP)	禁止	すべての用途	材料中の含有率が $0.1\text{wt}\%$ (1,000ppm)以下	可塑剤、染料、顔料、塗料、インク、接着剤、潤滑剤	即日	EU RoHS指令
フタル酸ジイソブチル(DIBP)	禁止	すべての用途	材料中の含有率が $0.1\text{wt}\%$ (1,000ppm)以下	可塑剤、染料、顔料、塗料、インク、接着剤、潤滑剤	即日	EU RoHS指令
トリブチルスズ=オキシド(TBTO)	禁止	すべての用途	意図的添加禁止、または製品中の含有率が $0.1\text{wt}\%$ (1,000ppm)以下	防錆剤、防かび剤、塗料、顔料、耐汚染剤、冷媒、発泡剤、消火剤、洗浄剤	即日	日本 化審法 EU REACH規則 Annex17
ジブチルスズ化合物(DBT)	禁止	すべての用途	スズ元素として、部品中の含有率が $0.1\text{wt}\%$ (1,000ppm)以下	1)一液型室温硬化型(RTV-1)シーラントおよび二液型室温硬化(RTV-2)シーラント2)一液型室温硬化型接着剤、および二液型室温硬化型接着剤3)塗料およびコーティング剤の触媒4)軟質PVC異型材(プロファイル)への添加剤、および硬質PVCと同時に押出成形された軟質PVC異型材(プロファイル)への添加剤	即日	EU REACH規則 Annex17

環境管理物質リストrev.1

備考 表1に定める環境管理物質のリストは、電気電子業界の標準であるIEC 62474に準じたリストを表す。  
 管理レベルは「禁止:使用禁止物質」、「全廃:全廃目標物質」、「管理:管理物質」を表す。  
 例示物質は、IEC 62474 Reference Substancesを参照。WEBページ<http://std.iec.ch/iec62474/iec62474.nsf/welcome?openpage>

表1-1 使用禁止物質・全廃目標物質

含有が確認された場合は、閾値に関わらずご報告をお願いいたします。

物質群または物質名	管理レベル	法規制の適用範囲	閾値	使用例	適用日	主な法規制
ジオクチルスズ化合物(DOT)	禁止	a)皮膚と接触することを意図する織物および皮革製品 b)育児用品c) 2液性室温硬化モールドイングキット(RTV-2シーラントモールドイングキット)	スズ元素として、部品中の含有率が0.1wt%(1,000ppm)以下	PVC用安定剤、シリコン樹脂およびウレタン樹脂用の硬化触媒	即日	EU REACH規則 Annex17
三置換有機スズ化合物	禁止	すべての用途	意図的添加禁止、またはスズ元素として、部品中の含有率が0.1wt%(1,000ppm)以下	安定剤、酸化防止剤、抗菌抗かび剤、防汚染剤、防腐剤、抗かび剤、塗料、顔料、耐汚染剤	即日	EU REACH規則 Annex17
ポリ塩化ビフェニル類(PCB類)および特定代替品	禁止	すべての用途	意図的添加禁止	絶縁油、潤滑油、電気絶縁体、溶媒、電解液、可塑性剤、防火材、難燃剤、誘電体シーラント	即日	POPs条約 日本 化審法
ポリ塩化ナフタレン類(塩素原子1個以上)	禁止	すべての用途	意図的添加禁止	潤滑材、塗料、安定剤(電気特性、耐炎性、耐水性)絶縁材、難燃剤	即日	POPs条約 日本 化審法
短鎖塩素化パラフィン(炭素数10-13、および含有量が全重量の48%を超えるもの)	禁止	すべての用途	意図的添加禁止、または製品中の含有率が0.1wt%(1,000ppm)以下	PVC用可塑性剤、難燃剤、顔料、染料、着色料、金属加工油	即日	POPs条約 日本 化審法
フッ素系温室効果ガス(PFC,SF6,HFC)	禁止	すべての用途	意図的添加禁止	冷媒、吹き付け剤、消火剤、洗浄剤、絶縁材、苛性ガス	即日	EU Fガス規制
ヘキサブロモシクロデカン(HBCDD)およびすべての主要ジアステレオ異性体	禁止	すべての用途	意図的添加禁止	主に発泡ポリスチレンとある種の繊維に使用される難燃剤	即日	POPs条約 日本 化審法
パーフルオロオクタンスルホン酸塩(PFOS)	禁止	以下以外のすべての用途 ・フトリソグラフィ・プロセスのためのフォトレジストまたは反射防止コーティング中への意図的含有 ・フィルム、書類、または印刷版に使用される写真コーティング中への意図的含有	意図的添加禁止、または材料中の含有率が0.1wt%(1,000ppm)以下 <sup>(5)</sup>	フィルムとプラスチックの帯電防止剤	即日	POPs条約 日本 化審法
ポリ塩化ターフェニル類(PCT類)	禁止	すべての用途	材料中の含有率が0.005wt%(50ppm)以下	絶縁油、潤滑油、電気絶縁体、溶媒、電解液、可塑性剤、防火材、電線とケーブル用コーティング剤、誘電体シーラント	即日	EU REACH規則 Annex17
アスベスト類	禁止	すべての用途	意図的添加禁止	ブレーキライニングパッド、絶縁体、充填材、研磨剤、顔料、塗料、タルク、断熱材	即日	EU REACH規則 Annex17
オゾン層破壊物質	禁止	すべての用途	意図的添加禁止	冷媒、発泡剤、消火剤、洗浄剤	即日	モントリオール議定書
放射性物質	禁止	すべての用途	意図的添加禁止 <sup>(6)</sup>	光学特性(トリウム)、測定装置、ゲージ類、検出器	即日	日本 原子炉等規制法
2-(2H-1,2,3-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-ジ-tert-ブチルフェノール	禁止	すべての用途	意図的添加禁止	接着剤、塗料、印刷インク、プラスチック、インクリボン、パテ、コーキングまたはシール用充填材	即日	日本 化審法
ジメチルフマレート(フマル酸ジメチル)	禁止	すべての用途	材料中の含有率が0.00001wt%(0.1ppm)以下 <sup>(5)</sup>	殺虫剤、リクライニング、マッサージチェアを含む電子式レザーシートの防かび処理	即日	EU REACH規則 Annex17
パーフルオロオクタン酸(PFOA)、その塩およびそのエステル	禁止	すべての用途	意図的添加、または成形品中のPFOAとその塩の含有率が0.0000025wt%(25ppb)以下、またはPFOA関連物質の含有率が0.0001wt%(1,000ppb)以下	フッ素ポリマー加工助剤、界面活性剤等	即日	POPs条約 日本 化審法
ヘキサクロロベンゼン(HCB)	禁止	すべての用途	意図的添加禁止	除草剤PCPの製造原料、ゴムの素練促進剤、衣類の防炎加工剤、ポリ塩化ビニルの可塑性剤等	即日	日本 化審法
ペンタクロロフェノール、その塩およびエステル	禁止	すべての用途	意図的添加禁止	農薬、殺菌剤等	即日	日本 化審法
1,1'-オキシビス(2,3,4,5,6-ペンタプロモベンゼン)(別名デカプロモジフェニルエーテル)	禁止	すべての用途	意図的添加禁止	難燃剤	即日	日本 化審法
C9-C14 PFCAs	禁止	すべての用途	C9-C14 PFCAs及びその塩の合計で0.0000025wt%(25ppb)以下 C9-C14 PFCA関連物質の合計で0.000026(260ppb)以下	グリース、テキスタイルおよびその他のコーティング製品、およびフルオロポリマーおよびフルオロエラストマーの製造に使用される乳化剤	即日	EU REACH規則 Annex17

環境管理物質リストrev.1

備考 表1に定める環境管理物質のリストは、電気電子業界の標準であるIEC 62474に準じたリストを表す。  
 管理レベルは「禁止:使用禁止物質」、「全廃:全廃目標物質」、「管理:管理物質」を表す。  
 例示物質は、IEC 62474 Reference Substancesを参照。WEBページ<http://std.iec.ch/iec62474/iec62474.nsf/welcome?openpage>

表1-1 使用禁止物質・全廃目標物質

含有が確認された場合は、閾値に関わらずご報告をお願いいたします。

物質群または物質名	管理レベル	法規制の適用範囲	閾値	使用例	適用日	主な法規制
パーフルオロオクタンスルホン酸(PFHxS)	禁止	すべての用途	意図的添加禁止	泡消火薬剤、金属メッキ、繊維製品、皮革製品および室内装飾品、研磨剤および洗浄剤、コーティング、含浸/補強材、電子機器および半導体の製造、難燃剤および腐食防止剤	即日	POPs条約
Phenol, Isopropylated Phosphate (3:1) (PIP (3:1))	禁止	すべての用途	閾値なし	難燃剤、耐摩耗性添加剤、潤滑油、グリース、工業用コーティング剤、接着剤、シーラントなど	即日	米国 TSCA
UV-328 (ベンゾトリアゾール系紫外線吸収剤)	禁止	すべての用途	意図的添加禁止	紫外線吸収剤	即日	POPs条約
デクロランプラス並びにそのシス型異性体およびアンチ型異性体	禁止	すべての用途	意図的添加禁止	難燃剤:主に絶縁テープなど	即日	POPs条約